



任意整理における弁護士名義の預金債権の帰属

～消費税の滞納による差押えに最高裁がNO!～

景気は回復してきているとはいえ、消費税等の滞納は増える一方のようです。今回は、弁護士がその業務の一環として、債務整理事務の遂行のために会社から受領した金銭で開設した口座に係る預金債権を、課税庁が徴収のために差押えをすることができるか否かが争われた事例を紹介いたします。

(平成15年6月12日最高裁・TAINSコード Z999-7062)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

上告会社は、平成9年9月ころ、上告人弁護士との間において、上告会社の債務整理事務を委任する旨の契約を締結し、同弁護士は、同年10月8日、委任契約を遂行するため、弁護士名義の口座を開設し、上告会社から同日受領した500万円をその口座に入金しました。なお、口座の預金通帳及び届出印は、当初から弁護士が管理しています。口座には、上告会社の代表社員の株式売却代金等33万円、上告会社の不動産及び動産の売却代金、売掛金、請負代金、租税公課の還付金等が振り込まれ、口座から、上告会社の債権者に対する配当金及び手数料、従業員の給料、社会保険料、税金等が出金されています。

上告会社は、納期限を平成9年12月1日とする平成9年度消費税及び地方消費税を滞納したため、被上告人課税庁は、平成10年3月19日、徴収のために、この口座に係る預金債権(払戻請求権)を差し押さえました。上告会社らは、預金債権は上告人弁護士に帰属するものであるから差押えは違法であるとして、差押処分取消しを求めて出訴しました。

<裁判所の判断>

第1審は、差押えにつき、上告会社の訴えを却下するとともに、上告人弁護士の請求を棄却し、原審は、「本件口座に係る預金契約は、上告会社の出捐により上告会社の預金とする意思で上告人弁護士を使用者ないし代理人として締結されたものと認めるのが相当であり、本件預金債権は上告会社に帰属するといふべきである。」として、上告人らの控訴を棄却しました。

しかし、最高裁では、次のとおり、預金債権の払戻請求権は、上告人弁護士に帰属するから、銀行に対する預金債権を差し押さえることはできないと判断して、原判決を破棄し、第1審判決を取り消し、上告人らの請求を認容しました。

- ① 債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法上は同法649条の規定する前払費用に当たるものと解される。
- ② 前払費用は、交付の時に、委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなると解すべきである。受任者は、これと同時に、委任者に対し、受領した前払費用と同額の金銭の返還義務を負うことになるが、その後、これを委任事務の処理の費用に充てることにより同義務を免れ、委任終了時に、清算した残金を委託者に返還すべき義務を負うことになるものである。
- ③ 本件において、500万円は、上告人弁護士が上告会社から交付を受けた時点において、上告人弁護士に帰属するものとなったのであり、本件口座は、上告人弁護士が、このようにして取得した財産を委任の趣旨に従って自己の他の財産と区別して管理する方途として、開設したといふべきである。
- ④ 本件口座は、上告人弁護士が自己に帰属する財産をもって自己の名義で開設し、その後も自ら管理していたものであるから、銀行との間で本件口座に係る預金契約を締結したのは、上告人弁護士であり、本件口座に係る預金債権は、その後に入金されたものを含めて、上告人弁護士の銀行に対する債権であると認めるのが相当である。
…… (税法データベース編集室 依田孝子)

◇ 以上の判例について詳細(全文・A4判11枚)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込)で頒布しますので下記宛ご一報ください。